

福岡市原爆被害者等援護事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市原爆被害者等援護事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、原爆被害者とその家族の福祉向上を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。なお、補助対象団体は公募により募集する。

- (1) 原爆被害者等援護事業を継続的に行っている団体であること。
- (2) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(補助事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 原爆被害者並びにその家族の相互扶助、親睦、福利厚生に関すること
- (2) 原爆被害者並びにその家族の医療、健康、法規等の相談に関すること
- (3) 原爆被害者並びにその家族の生活実態調査及び生活相談に関すること
- (4) 被爆の実相証言とその継承に関すること

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内において、かつ補助対象経費に対し、9/10の補助率により算出された額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）及びこれに必要な書類を添えて、別に定める期限までに市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象団体に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助対象団体は、補助金の交付決定通知後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
- (2) 補助事業を中止又は廃止するとき

(3) 補助事業が年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき
(補助金の変更交付決定)

第 10 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の変更交付を決定し、補助金変更交付決定通知書(様式第 4 号)により、補助対象団体に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第 11 条 補助対象団体は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書(様式第 5 号)及びこれに必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、補助金実績調査確認書(様式第 6 号)により調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象団体に補助金確定通知書(様式第 7 号)により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第 13 条 市長は、事業完了後に補助対象団体から、補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その一部若しくは全部を事業の途中で交付することができるものとする。

(暴力団の排除)

第 14 条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。)第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

(2) 団体構成員のうち、前号に該当する者

(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象団体が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象団体に対し、役員の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の取り消し及び返還)

第 15 条 市長は、補助対象団体が、次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、補助金の交付決定の取消、又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(関係書類の整備)

第 16 条 補助対象団体は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、

帳簿等を検査することができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

この要綱は、令和 3 年（平成 33 年）3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表

経費区分		内 容 等
直接経費	賃金	研修会、講習会等の開催及び実態調査等に係る人件費（臨時職員を含む）。 ※これに要する共済費も含む。
	報償費	研修会、講習会等の講師謝礼金、相談員に対する謝礼に係る経費
	旅費	講師、相談員等に係る旅費、会議等の出席に要する旅費及び交通費
	需用費	広報活動等のための印刷に要する経費、備品に至らない程度の物品の購入費
	役務費	郵便料、電話料等の通信経費
	使用料及び借損料	研修会等の会場借上料及び付属施設設備使用料
	負担金	補助事業を行うために必要な講習会等の出席に要する参加費
間接経費	人件費	補助事業を行うにあたり、必要不可欠な人件費、社会保険及び交通費
	その他	特に市長が対象経費と認めるもの。 ※ただし、交際費、食糧費、財産及び備品購入費、光熱水費、福利厚生費は除く。

(様式第 1 号)

福岡市原爆被害者等援護事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

団体名

代表者名

年度福岡市原爆被害者等援護事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則及び福岡市原爆被害者等援護事業補助金交付要綱を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用すること、税務担当課に市税等の課税状況及び納税状況についての照会確認に使用することに同意します。

記

- 1 交付を受けようとする補助事業名
- 2 交付を受けようとする補助金の額
- 3 申請者の営む主な事業
- 4 補助事業の目的及び内容
- 5 補助事業の執行に関する収支計画及び事業計画
- 6 補助金の事前交付申請理由

(様式第 2 号)

(公印省略)
第 号
年 月 日

福岡市原爆被害者等援護事業補助金交付決定通知書

様

福岡市長

年 月 日付をもって申請のあった補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金内示金額

3 補助金交付予定時期

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の区分、又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 30 日以内とする。
- (5) その他、福岡市補助金交付規則及び福岡市原爆被害者等援護事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

(様式第 3 号)

福岡市原爆被害者等援護事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

団体名

代表者名

年 月 日付第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、変更の交付決定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金の交付変更申請額

- (1) 交付変更申請額
- (2) 既交付決定額
- (3) 変更増減額

3 変更理由

4 補助事業の執行に関する収支計画及び事業計画（変更後）

(様式第 4 号)

(公印省略)
第 号
年 月 日

福岡市原爆被害者等援護事業補助金変更交付決定通知書

様

福岡市長

年 月 日付をもって変更申請のあった補助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名

- 2 補助金内示金額
 - (1) 変更交付内示額
 - (2) 既交付決定額
 - (3) 変更増減額

- 3 補助金交付予定時期

(様式第 5 号)

福岡市原爆被害者等援護事業補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所

団体名

代表者名

年 月 日付第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の実施状況
 - (1) 補助事業経費収支計算書
 - (2) 補助事業の経過又は成果を証する書類等
- 4 補助金の交付決定額と精算額
 - (1) 補助金の交付決定額
 - (2) 補助金の精算額

(様式第 6 号)

福岡市原爆被害者等援護事業補助金実績調査確認書

年 月 日

確認者 所属
職名
氏名

印

年 月 日付補助金実績報告書について調査の結果、

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記の事項について相違がありました。

記

(様式第 7 号)

(公印省略)
第 号
年 月 日

福岡市原爆被害者等援護事業補助金確定通知書

様

福岡市長

年 月 日付の補助金実績報告書により、補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名

- 2 補助確定金額